

子どもの急な発熱、休日や平日夜間のお仕事時の  
**ベビーシッター利用料を  
補助します**

【利用者負担額:1時間あたり1,100円(税込)~】

**要事前登録(1週間程度)**

※男女共同参画室HP上の  
申請フォームから申込

**法人契約先**

ベビーシッター会社 **(株)マザーネット**  
(裏面参照)



**制度の概要**

- ① ベビーシッター会社との法人契約と利用費補助により、本学教職員の仕事と生活の両立を支援します。子ども1人あたり40時間まで利用者の負担額1,100円~(1時間あたり・税込)で利用することができます(1回の利用は2時間~、2人目以降にかかる加算料金は半額を大学が負担)。
- ② 子どもの年齢(小3まで)と保育場所(自宅)などの利用条件が合えば、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券との併用が可能です。

＜ベビーシッター派遣事業割引券(内閣府)との併用例＞

子どもが小学校3年生以下(※1)で、保育場所がご自宅の場合の利用者負担額

例えば、基本時間(8~20時)内に**2時間**を利用した場合(税込)

	割引券	利用者負担額(※2)
①利用料1100円×2時間=2200円		
②保険料(1日あたり) = 194円	合計2394円 - 2200円 =	194円

※1 身体障害者、療育手帳等の交付を受けている場合は、小学校6年生以下

※2 別途ベビーシッターの往復交通費(当日加算)が必要

**利用条件**

本支援を利用しなければ就労の継続が困難な場合(病児のため保育所に登園できない等)  
※産前産後休暇中も利用費補助対象

**利用対象者**

0歳から小6までのお子さまを養育する本学教職員(共済組合または厚生年金の被保険者に限る)

**保育場所**

利用者の自宅 もしくは 学内の一時託児室「せんたん」



[申請フォーム]

[https://www.naist.jp/gender/contents/support/babysitter\\_houjin/](https://www.naist.jp/gender/contents/support/babysitter_houjin/)